

群馬大学社会情報学部社会人学び直し委員会設置要項

平成29年 5月17日 制定

(設 置)

第1 群馬大学社会情報学部に、群馬大学社会情報学部社会人学び直し委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 社会人学び直し事業の計画立案に関する事。
- (2) 社会人学び直し事業の実施に関する事。
- (3) その他社会人学び直し事業に関し必要な事項

(組 織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長が指名する教授 1人
- (2) 学科から選出された教員 4人

(任 期)

第4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3の第1号の委員をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第6 会議は、委員3人以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第8 委員会の事務は、事務部において処理する。

(要項の改廃)

第9 この要項の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この要項は、平成29年 5月17日から施行する。